

「建交労とうきょう」はい
つでもみなさまからの記事
や写真を待っています。

(メール) tohonbukenkouro@sm
ile.odn.ne.jp
ホームページ
http://www.kenkouro.com/

建交労

CTG とうきょう

建交労東京都本部機関紙

発行所
全日本建設交通一般労働組合東京都本部
〒135-0048
江東区門前仲町1-20-3
東京建設自労会館7階
電話 03 (3820)8644(代)
fax 03 (3820)8646
編集発行人 松田 隆浩
1部15円組合費に含まれる(〒60円)

新型コロナウイルス、オミクロン株のパンデミックのもとで、呑気におめでどうと言えない2022年が幕を開けました。

民所得の増加、ジェンダー平等、地球温暖化防止をめざす市民と野党の連合政権を打ち立てるのが、激しく問われました。



書記局撮影

東京では、都議選での野党の前進を確信にして25ある小選挙区のうち18で候補を一本化し、激しい競り合いのすえ7名が当選するなど絶大な効果を示しました。憲政史上、初めて共産党が与党

である政権の誕生が迫っていることに恐怖を覚えた支配層は、自民党総裁選を利用したメディアジャックで、憲法、外交、安全保障、未来社会の分野での野党の政策不一致を最大限指摘し、日本共産党が暴力革命をめざしているとか天皇制を廃止しようとしているなどのデマ攻撃を繰り返しました。

～仲間の団結で強固な支部建設を～労働相談を組織拡大へ結び付けよう～東部支部第22回定期大会開催



2021年12月6日 富岡区民会館で開催しました。団結して頑張ろう!

建交労東京東部支部は、12月6日(日)、富岡区民館で第22回定期大会を開催しました。昨年引き続きコロナ対策として出席者を最少限に絞った開催となりました。東部支部は高齢者事業団の分会、東部合同ユニオン、運輸支部、木材合同等の組合員で構成されています。都本部に依頼があった労働相談は東部支部が全面的にサポートし対応しています。

高齡者事業団は終戦時の失業対策事業から出発し、現在では、働かないと生活できない高齡者の仕事の受け皿へと発展し、公園清掃などの仕事拡充のため毎年都や区に要請を行っています。東部合同ユニオン(建設・運輸点在)は組合員が定年付近になり組織の継続が課題ですが、ドライバーズ交流会などを通じて団結を深めています。

【書記長 梶原 博資】

働く仲間の要求前進へ 12月21日(火) 東京労働局交渉(高齢者)



九段下の合同庁舎で行われました

12月21日
(火) 東京都本部は、東京労働局と交渉を行いました。年に2回、春はトラックとバスの要請、秋は高齢者と建設についての要請を行っていません。今年もコロナ禍で人数を制限した要請行動となりました。各要請項目に対する東京労働局の回答は以下です。

●1 東京都と東京労働局との高齢者の多様な働き方への支援に関する定期協議内容において「シルバー人材センターの育成援助・・・」について「シルバー人材センター等の育成援助・・・」に改正後の育成援助の具体的内容について下記の項の具体的実現に向け働きかけを強めること。

(1) 高安法による援助育成団体はシルバー人材センターだけではないことを東京都及び都内各自治体に周知徹底すること。
A シルバー人材センター以外の団体もその対象に含まれるというところで考えている。地方公共団体において、どのような団体を援助育成をするかについては、各地方公共団体が地実情を踏まえて判断することになったと認識している。各自自治体から問い合わせがあった場合は、法の解釈はシルバー人材センター以外の団体も含まれると認識して頂くよう適切な説明を実施している。

(2) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の改正交付に伴ってシルバー人材センターに「準ずる団体」の基準を作成するよう東京都に働きかけること。
A 各地方公共団体の判断によるものとなるが、基準作成の要望があったことを東京都に伝える。

(3) 東京都内の働きたい高齢者の紹介と誘導の実施の為、事業団協議会のパンフ及びチラシの配布等について昨年に引き続き実施すること。
A 高年齢求職者支援の一環として活用させて頂いている。ハローワークの周知広報用ラックへの設置や窓口の配布について東京労働局より指示している。引き続き活用させて頂きます。

●2 高年齢者雇用安定法5条36条の内容について実効あるものにするため国に対し次の要望を上げること。
(1) シルバー人材センターに準ずる団体の規定が進行するように地方自治体に対し文書で要請すること。
A どのような団体を育成するかについては、各地方公共団体が地実情を踏まえて判断すること。

●3 東京都は2019年12月にソーシャルファーム条例を作成し、就労困難者の就労促進を進めている。ついては東京都と連携し、局として次の援助を行うこと。
(1) ハローワークにおいて、ソーシャルファーム団体に対し就労困難者の紹介を行うこと。
A ソーシャルファーム条例に

おいて、認証ソーシャルファーム団体において雇用する就労困難者と認められる者の基準について、「就労を希望しながら、心身の障害をはじめ、社会的、経済的、その他の事由により就労することが困難な者であり、東京都ソーシャルファーム認証審査会において配慮すべき実情等に応じて支援が必要であると認められた者をいう。」と定められていることから、ハローワークが就労困難者を判断して職業紹介をするのは難しいと考えている。要請があったことは東京都に伝える。

(2) ハローワーク内にソーシャルファーム団体のチラシなどを設置すること。
A 国の機関であるハローワークにおいて、特定の団体のチラシ・パンフレット等の設置については、公益性の観点から好ましくないと考えている。また、チラシの内容が、求人条件等が記載されていると求人票と同等と考えられハローワークで設置できないという考えとなる。また、どのような活動をしているかを説明するだけのチラシの内容であったとしても、問題がないか慎重に判断することになる。現段階にてチラシの設置の回答については差し控えたが、検討はできるのでチラシを見させて頂く事は可能となる。

(3) 働くことを希望する80歳以上の高齢者に関しては就労困難者として認定するよう都に働きかけてください。
A 80歳以上の高齢者の立場として就労困難者とできるかどうかは東京都の判断によることろなのでお応えができない。要請があったことは東京都に伝える。

組合掲示板

- 1月26日(水) 19時~22時 国民春闘総決起集会/なかのゼロホール(中野駅)
- 1月29日(土)~30日(日) 建交労第23回中央委員会/群馬磯部ガーデン
- 2月6日(日) 13時半~第27回建交労本部委員会/リモート開催
- 3月3日(木) 16時半~バス関連支部(京王新労組) 東京都労働委員会/都庁第一庁舎38階

~新型コロナウイルスについての相談・情報は都本部までお寄せ下さい~
建交労東京都本部
☎03-3820-8644
✉tohonbukenkouro@smile.odn.ne.jp